



対象銘柄の訂正、対象経費と必要書類の緩和をしました。(R5.12.25)

回 覧

埼玉県

吉見町



化学肥料低減定着対策事業

特定の成分値が低い化学肥料価格の一部を支援します

申請受付期間 令和6年2月2日(金)まで

詳しくは下記をご覧ください。

◆対象者

吉見町が認定した

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 水稲で1ha以上の耕作をしている農業者

※①、②は町の名簿で確認できること ③は営農計画書で確認できること

◆対象経費

令和5年6月1日から令和6年2月29日までに納品が完了する低成分値の化学肥料

◆対象肥料

裏面のとおり

◆補助単価

100円/20kg (予算の範囲内で補助単価の調整あり)

◆補助金額

対象経費の購入量に補助単価を乗じた額

(但し、2,000円未満を除く)

◆必要書類

- 交付申請書
- 対象肥料の購入数量が確認できる書類 (注文書、納品書、領収書等)
- その他、再生協議会会長が認める書類

※申請書等は町ホームページ、産業振興課、東部営農経済センター吉見営業所にて配布

◆申請方法

窓口申請 (令和5年12月4日(月)から)

◆提出先

吉見町農業再生協議会
吉見町役場産業振興課 (2階8番窓口)

◆申請期限

令和6年2月2日(金)まで



問い合わせ

吉見町農業再生協議会
吉見町産業振興課農政係 電話0493-63-5015 (直通)